

ID: 56

担当部署: 企画部 国際文化推進室 公民館

処分の概要	使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立公民館設置条例 第5条第1項		
例 規 番 号	昭和51年条例第27号		
【根拠条文】 (使用の許可等) 第5条 公民館の施設及び附属設備等を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ必要な事項を記載した申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。 2 市長は、前項の許可に公民館の管理のため必要な範囲内で条件を付けることができる。 3 公民館は、その目的のため使用するほか、市長が適当と認めたときは、一般の使用に供することができる。 【基準】 根拠条文及び第6条の規定による。 (使用許可の制限) 第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の使用を許可しないものとする。 (1) 法第23条の規定に反すると認めるとき。 (2) 公共の秩序及び風紀を乱し、又は公益を害するおそれのあるとき。 (3) 飲酒を伴った行事又は集会のために使用しようとするとき。 (4) 引き続き7日を超える使用及び曜日、日時等を指定して独占的使用を行うとき。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。 (5) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。 (6) 管理上支障があると認めるとき。 (7) その他市長が不適当と認めるとき。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日